

2016年4月18日(月)、第17回口頭弁論が行われました!

前日の暖かさがまるで嘘のような、寒の戻り厳しい天気でしたが、160名を超える傍聴希望がありました。

◆ 裁判の内容

今回の口頭弁論では原告側から3つの準備書面(19~21)が提出された。このうち準備書面19について原告弁護士より要旨陳述が行われたため、詳細は後述する。残り2つの内容は文科省が愛知朝鮮中高級学校の教員数報告の誤記を指摘しなかった問題についての被告反論に対する再反論(20)、国連人種差別委員会からの指摘に基づく原告主張に対する被告反論への再反論(21)である。

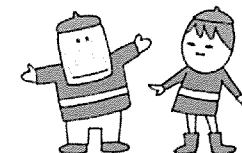
今後の具体的な立証計画の早期策定を求める裁判長と、裁判官による検証(愛知朝高訪問)や原告、無償化除外当時の文科大臣下村博文らに対する証人尋問など、丁寧な審議を望む原告側との間で、今後の訴訟進行に関する協議が行われる場面も見られた。

◆ 準備書面19要旨

与党自民党の外交部門に属する拉致問題対策本部(本部長:古屋圭司)は2015年6月25日に13項目にわたる「対北朝鮮措置に関する要請」を政府に交付し繰り返し協議を行った。その第7項目では「朝鮮学校へ補助金を支出している地方公共団体に対し、公益性の有無を厳しく指摘し、全面停止を強く指導・助言すること」と掲げ、拉致問題等の政治・外交上の理由に基づく制裁として、朝鮮学校への教育費支出を削減せよという要請であった。これを受けて、文科省は文科大臣馳浩の名で通知「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について」

作成: USM ~ 吳音 ~
ウリハチヨサボ+ネットXベース

(2016年3月29日、27文科際第171号、以下、当該通知)を出した。この経過に鑑みれば、同じ政府の行った朝鮮高校無償化除外の理由も、教育上の判断とは全く関係のない、朝鮮民主主義人民共和国に対する制裁措置であったことは明らかである。さらに、当該通知を受けて、あるいは通知が出されることを見越して、河村たかし名古屋市長や橋本昌茨城県知事は補助金の停止・見直しの方針を打ち出しているが、これらは政府による差別が地方自治体に波及する典型例である。



◆ 報告集会

報告集会では口頭弁論の様子が報告され、特に準備書面19については詳細な解説がなされました。また、原告5番、3番からの手紙の読み上げ、愛知朝鮮中高級学校の新高3生からのアピールも行われました。原告からの手紙では自分の後輩たちが今なお、高校無償化除外の問題で闘っている姿をみて、自分の代で終わらせることができなかつたことに対する悔しさが語られました。同時に、原告たちは安保法制をはじめ、様々な問題が乱立する現代日本社会における朝鮮高校無償化除外問題に取り組む意義を各々見出していることが伺えました。

なお、今回から報告集会の会場にてワンコインカンパをお願いしたところ、24,882円いただきました。ありがとうございました。

